

被扶養者・扶養申請される皆様へ

健康保険組合の被扶養者となる収入基準額については、次の表「収入基準表」のとおりとなります。

お手元にある「給与支払明細書」「年金振込通書」等をご確認いただきますようお願いいたします。

また、これから扶養申請される際「健康保険扶養申請者現況報告書」ご記入いただく収入額については、税金・保険料等が控除されていない金額をご記入ください。

■ 収入基準表

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の 12 分の 1)	日額収入 (年間収入の 360 分の 1)
一般【60 歳未満】	130 万円未満	108,334 円未満	3,612 円未満
60 歳以上または 障害年金受給者	180 万円未満	150,000 円未満	5,000 円未満

■ 【参考 1】「給与支払明細書」「年金振込通書」収入額確認欄【例】

- [給与明細書](#) クリックすると実際の「給与支払明細書」が表示されます。
- [年金振込通書](#) クリックすると実際の「年金振込通書」が表示されます。

■ 【参考 2】健康保険で収入の対象となるもの

	種類
収入の対象となるもの	●給与収入 ●事業収入 ●利子収入 ●公的年金（遺族年金・障害年金・恩給も含む） ●雇用保険失業給付 ●傷病手当金 ●出産手当金 ●労災の各種補償年金 ●企業年金 ●個人年金 ●不動産収入（家賃収入等）
収入の対象とならないもの	●企業年金の一時金 ●退職金 ●宝くじ ●分譲長期譲渡所得 ●遺産相続や贈与による収入 ●生命保険の満期一時金

※収入の対象となるもの欄の収入が複数ある場合は、合算額が収入額となります。

また、表に掲載されている以外の収入については、健康保険組合までお問い合わせください。